

福井市鶴小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定

令和 7年4月1日 改訂

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を感じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るために基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

—福井県いじめ防止基本方針より—

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、警察や児童相談所などの諮問機関、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）により、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

- (1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的・系統的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・必要に応じて保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

○児童のよい点やがんばっている点を積極的に認め、ほめている。

○児童のよくない行動や態度に対して適切な指導をしている。

○子どもたちの質問や相談にていねいに対応している。

【児童】

○自分はいじめを見たら大人に知らせたり、とめたりすることができる。

○先生は、質問や相談をすると丁寧に対応してくれる。

○自分は学校であったことを家人によく話している。

【保護者】

・子どものことで、気軽に学校に相談できる。

・わが子は学校生活を楽しんでおり、友人関係も良好である。

(3) いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の利用について、学校独自のルールづくりを通して、児童や保護者が危険性や注意点等を考える機会を設けます。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努めます。

○特に配慮が必要な児童への支援

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障がいを含む、障がいのある児童
- ・海外から帰国した児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故等により避難している児童

○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○「生活アンケート」の実施

原則として月初めに毎月、アンケート調査を実施します。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○いじめにかかる情報の記録

いじめに係る情報を記録します。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。必要に応じて保護者へのいじめアンケート調査を行います。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込みず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポート一等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

○警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われる場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡して対応します。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を受けていないと認められること。

被害児童本人及びその保護者に面談等で確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処（「いじめ防止対策推進法」第23条に基づく義務）

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等にしたがって、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を、福井市教育委員会を通じて福井市長に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、福井市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を常設し、定期的（月1回以上）に開催します。

（構成員） 校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当

- （活動）
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・教職員、生徒、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成

- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・記録の保存（保存期間：5年）
- ・いじめの認知
- ・「いじめ対応サポート班」の設置
- ・教育委員会や関係機関等との連携
- ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの点検
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

（2）いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

（構成員）生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭

スクールカウンセラー等

（活動）

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定

- ・関係者からの聴取等による情報収集

- ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談

- ・被害児童やその保護者への継続的な支援

- ・加害児童への指導やその保護者への説明

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等との連携

【いじめ対策の年間行動計画】 [4 ~ 6月]

鶴小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4 月	いじめ防止 対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 ・気になる児童の共通理解	児童理解と友達関係の把握					
	いじめ対応サポート班 ・起きたときに対応	児童理解・友達関係を把握→担任→学校全体			縦割り活動準備 ・リーダー育成 ・5、6年生の絆づくり		
5 月	いじめ防止 対策委員会 ・気になる児童の報	生活アンケート調査(児童)					
	校内研修 ・道徳教育 ・人権教育 ・読書指導 1年間全体の人権教育・道徳や読書活動の計画を作成確認	教育相談週間 縦割り活動スタート ・1年生を迎える会 ・自主的な活動 ・絆づくり ・リーダーの存在感			宿泊学習 ・絆づくり ・自主的な活動		情報モラル教育
6 月	いじめ防止 対策委員会 ・気になる児童の報告 保護者会 ・情報や意見収集	生活アンケート調査(児童)					
		教育相談週間 全校公開授業 指導主事訪問公開授業			校外学習 ・1、2年生のリーダー育成 ・低学年の絆づくり ・自主的な計画		
		生活アンケート調査(児童)					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7 月	いじめ防止 対策委員会 ・気になる児童の 共通理解	教育相談週間					
	授業研究	縦割り班遊び					
	授業研究 ・授業改善 ・学習規律						
	児童の居場所、絆づ くりを意識した授業 のあり方を公開授業 の形式で実施、全員 が公開	・クラスや地域の子どもの状況把握と指導 ・奉仕体験的な活動					
8 月	職員会議 ・重点事項確認 ・夏休み中の情報交 換	家庭での読書 ・親子読書等					
	いじめに関する 校内研修会 ・4月~7月の振り 返り ・9月からの取組 ・教員の意識点検	親子奉仕活動 ・体験的な活動 ・親子の絆づくり					
	いじめ防止 対策委員会 ・気になる児童の 共通理解	生活アンケート調査(児童)					
9 月	教育相談週間						
	体育大会に向けて ・絆を強める ・リーダーの存在感 ・種目練習						

	教員の動き等	児童の活動等						
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
10 月	いじめ防止 対策委員会 ・気になる児童の共 通理解 ・後期に向けて	体育大会 ・絆を強める ・リーダーの存在感	生活アンケート調査(児童)					
11 月	いじめ防止 対策委員会 ・気になる児童の 共通理解 授業研究	生活アンケート調査(児童)						
	人権教育・人権週間 に関する校内研修会	教育相談週間 指導主事訪問公開授業 食感謝集会 ・お世話になった方との絆づくり ・自主的な活動 人権学習の取組						
12 月	いじめ防止 対策委員会 ・定期的に状況把握 保護者会 ・情報、意見収集 学校評価 ・児童、保護者、教職員にいじめ防止の取組みへのアンケート実施	教育相談週間 学校保健委員会 年賀状交流 ・絆づくり ・地域のお年寄りとの交流						

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1 月	いじめ防止 対策委員会 ・9月～12月の振り 返り ・1月以降にむけて 職員会議 ・重点事項確認	生活アンケート調査(児童) 教育相談週間					
2 月	いじめ防止 対策委員会 ・気になる児童の共 通理解	生活アンケート調査(児童) 教育相談週間 なわとび大会					
	教育活動評価 ・教育活動全体を通 していじめ防止の 取組みを改善						中学校体 験入学 ・新たな絆 づくり ・異校種生 との交流
		ありがとう集会(6年生を送る会) ・感謝の心　・次の学年の自覚 ・5年生のリーダーとしての存在感					
3 月	いじめ防止 対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて 計画見直し 職員会議 ・課題確認 ・計画確認	生活アンケート調査(児童) 教育相談週間					
		新年度の気になる児童の共通理解と引き継ぎ					

